

荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱

平成21年6月22日制定  
(21荒福介第1642号決定)  
(副 区 長 決 定)  
平成24年3月1日改正  
平成26年2月28日一部改正  
平成27年6月26日一部改正

(通則)

第1条 荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金の交付については、荒川区補助金等交付規則(昭和62年荒川区規則第27号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、介護保険の被保険者が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する介護保険施設並びに指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び基準該当居宅サービスを提供する事業所(以下「施設等」という。)において施設サービス、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。以下同じ。)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。以下同じ。)のいずれかを利用した場合、その食費及び居住費(宿泊に要する費用を含む。以下「食費等」という。)について補助することにより、利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助事業の対象者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象となる年度の特別区民税が非課税で、かつ、生計を一にする世帯構成員の課税合計所得金額が500万円以下で、かつ、補助対象者及びその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。)が所有する現金、所得税法(昭和40年3月31日法律第33号)第2条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15条の3に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として区長が認定した額が二千万円(当該補助対象者に配偶者がない場合にあっては、一千万円)以下である者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。ただし、生活保護受給者は除く。

- (1) 法に規定する施設サービスを受ける者。ただし、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「規則」という。）第83条の5各号に規定する者を除く。
- (2) 法に規定する短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受ける者。ただし、規則第83条の5各号に規定する者を除く。
- (3) 法に規定する認知症対応型共同生活介護を受ける者
- (4) 法に規定する小規模多機能型居宅介護を受ける者
- (5) 法に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける者。ただし、規則第83条の5各号に規定する者を除く。
- (6) 法に規定する介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受ける者。ただし、規則第97条の3各号に規定する者を除く。
- (7) 法に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を受ける者
- (8) 法に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を受ける者  
(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が別表第1の左欄に掲げる施設等において右欄に掲げるサービスを利用する場合に係る食費等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条に規定する補助対象者が補助対象経費として支出した額とし、別表第2の左欄に掲げる区分に応じて、右欄に掲げる額を限度とする。

(対象者認定の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減対象者認定申請書（別記第1号様式）により区長に申請するものとする。

(対象者認定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その適否について審査し、荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減（変更）認定通知書（以下「対象者（変更）認定通知書」という。）により申請者あてに通知する。

2 前項の規定による認定の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日から当該申請日の属する年度の3月31日までとする。ただし、区長が特に必要であると認める場合はこの限りでない。

3 第1項の規定により認定を受けた者（以下「軽減対象認定者」という。）について、年度の途中に決定に係る事項に変更があった場合は、対象者（変更）認定通知書（別記第2号の2様式）により軽減対象認定者に通知する。この場合において、認定の有効期間は、当該変更のあった月の初日から当該決定日の属する年度の3月31日までとする。

(補助条件)

第8条 区長は、この補助金の交付に際して、別紙の補助条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条の規定による交付の決定の内容又はこれに付された補助条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができる。

(補助金の請求)

第10条 軽減対象認定者は、補助対象経費について、原則として、四半期ごとに、当該経費を支出した最終月の翌月15日までに、四半期分をまとめて荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金請求書(別記第3号様式)に必要な書類を添えて請求するものとする。ただし、第12条の規定により、軽減対象認定者が補助金の請求及び受領の権限を委任する場合は、当該経費を支出した月の翌月の15日までに、1月分をまとめて請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求を受けた場合において、その内容を適当と認めるときは速やかに補助金を交付し、荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金支給通知書(別記第4号の1様式)により通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定による請求を受けた場合において、その内容を不適当と認めるときは、その理由を付して、荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金不支給通知書(別記第4号の2様式)により軽減対象認定者あてに通知する。

(申請手続の代行等)

第11条 軽減対象認定者は、第6条及び前条の手続について、軽減対象認定者に対して第4条に規定するサービスを提供した施設等(以下「提供施設等」という。)に代行させることができる。

(代理受領)

第12条 軽減対象認定者は、補助金の請求及び受領の権限を提供施設等の代表者に委任することができる。この場合においては、あらかじめ代理受領委任状(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の請求及び受領の権限の委任を受けた提供施設等の代表者は、荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金の代理受領に係る申出書(別記第6号様式)により区長に届け出るものとする。

3 提供施設等の代表者は、前項の規定により補助金を代理受領する場合においては、軽減対象認定者が当該提供施設等に支払うべき食費等の額から補助金相当額を控除した額を利用者負担額として当該認定者から徴収するものとする。

(届出義務)

第13条 軽減対象認定者は、氏名又は住所を変更したときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第14条 この要綱により補助を受ける権利は、第三者に譲渡し、又は担保に供して

はならない。

(実地検査及び関係書類提出の義務)

第15条 第12条の規定により補助金の請求及び受領の権限の委任を受けた提供施設等の代表者は、区長が必要と認める場合において、実地検査に応じ、及び関係書類の提出をしなければならない。

(補助金の返還)

第16条 偽りその他不正の行為によって、この要綱による補助を受けたものがあるときは、区長は、その者から当該補助を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

指定介護老人福祉施設	指定介護福祉施設サービス
介護老人保健施設	介護保健施設サービス
指定介護療養型医療施設	指定介護療養施設サービス
指定短期入所生活介護事業者の事業所	短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護事業者の事業所	介護予防短期入所生活介護
指定短期入所療養介護事業者の事業所	短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護事業者の事業所	介護予防短期入所療養介護
指定認知症対応型共同生活介護事業者の事業所	認知症対応型共同生活介護
指定小規模多機能型居宅介護事業者の事業所	小規模多機能型居宅介護
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の事業所	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の事業所	介護予防認知症対応型共同生活介護
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の事業所	介護予防小規模多機能型居宅介護

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象者の区分	補助限度額	
第 3 条第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる補助対象者	1 日当たり	5 0 0 円
第 3 条第 3 号及び第 4 号に掲げる補助対象者のうち、規則第 8 3 条の 5 各号の規定に該当しない者	1 日当たり	2 5 0 円
第 3 条第 3 号及び第 4 号に掲げる補助対象者のうち、規則第 8 3 条の 5 第 1 号に該当する者	1 日当たり	5 0 0 円
第 3 条第 3 号及び第 4 号に掲げる補助対象者のうち、規則第 8 3 条の 5 第 2 号から第 4 号までに該当する者	1 日当たり	1, 0 0 0 円
第 3 条第 7 号及び第 8 号に掲げる補助対象者のうち、規則第 9 7 条の 3 各号の規定に該当しない者	1 日当たり	2 5 0 円
第 3 条第 7 号及び第 8 号に掲げる補助対象者のうち、規則第 9 7 条の 3 第 1 号に該当する者	1 日当たり	5 0 0 円
第 3 条第 7 号及び第 8 号に掲げる補助対象者のうち、規則第 9 7 条の 3 第 2 号又は第 3 号に該当する者	1 日当たり	1, 0 0 0 円

(別紙)

## 補 助 条 件

### 第 1 事情変更による対象者認定の取消し等

区長は、この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

### 第 2 交付決定の取消し

区長は、軽減対象認定者及び軽減対象認定者からこの補助金の請求及び受領の権限の委任を受けた者（以下「軽減対象認定者等」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

### 第 3 補助金の返還

区長は、第 2 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

### 第 4 違約加算金及び延滞金

- 1 第 2 の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、第 3 の規定によりその返還を命じられたときは、軽減対象認定者等は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 第 3 の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、軽減対象認定者等は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

## 第 5 違約加算金の計算

第 4 の 1 の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。

## 第 6 延滞金の計算

第 4 の 2 の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

## 第 7 関係書類の作成保管

軽減対象認定者からこの補助金の請求及び受領の権限の委任を受けた者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなくてはならない。